

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500541号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500103号

第1 結論

平成元年2月から平成2年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月から平成2年4月まで

婚姻後の平成元年2月にA国から日本に入国し、B市に居住するようになった。同年*月には長女を出産しているが、妊娠中の定期健診では国民健康保険証を病院に提示していたので、入国後すぐに夫が国民健康保険の加入手続をしてくれたと思う。国民健康保険に加入しているが国民年金に加入していないのは不自然であり、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続も行い、夫が請求期間の国民年金保険料を納付したはずである。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、入国後すぐに請求者の夫が、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付したと陳述しているが、請求者の国民年金記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期等により、平成8年11月頃に払い出されたと推認されることから、当該時点において請求期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の夫は、これらの事情についての記憶が明確ではなく、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

なお、B市は、請求者に係る国民健康保険の被保険者記録については保存期限経過のため不明な上、同市の国民健康保険と国民年金の担当者は異なっていたので、どちらか一方の加入手続のみを行う被保険者もいたと回答している。

さらに、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡はない上、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間

の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500544号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500237号

第1 結論

請求者の請求期間①についてはA県民生部世話課、請求期間②についてはB社、請求期間③についてはC社D営業所、請求期間④についてはE社、請求期間⑤についてはF社(現在はG社H支社)、請求期間⑥についてはI社及びJ社、請求期間⑦についてはK社、請求期間⑧についてはL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年8月6日から昭和35年2月1日まで
② 昭和36年1月1日から同年11月1日まで
③ 昭和39年1月1日から昭和40年9月1日まで
④ 昭和42年8月10日から昭和45年9月1日まで
⑤ 昭和45年12月1日から昭和48年2月15日まで
⑥ 昭和53年3月1日から昭和57年9月1日まで
⑦ 昭和58年5月1日から平成6年4月1日まで
⑧ 平成6年4月1日から平成8年4月1日まで

請求期間①はA県民生部世話課、請求期間②はB社、請求期間③はC社D営業所、請求期間④はE社、請求期間⑤はF社、請求期間⑥はI社及びJ社、請求期間⑦はK社、請求期間⑧はL社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者として加入していた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が氏名を挙げた同僚の一人は、請求者を記憶しているものの勤務期間及び厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明と回答している。

また、A県民生部世話課(後にA県民生労働部世話課に名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和28年11月1日に健康保険の適用事業所となった後、昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、請求者については昭和28年11月1日から昭和30年5月14日までの期間に健康保険の被保険者であったこ

とが確認できるものの、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、A県総務部人事課は、請求期間①当時の臨時職員関係綴及び臨時職員台帳に請求者の氏名を確認することができないため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者が氏名を挙げた三人の同僚（上述の同僚を除く）は、A県民生部世話課において厚生年金保険被保険者であったことが確認できず、そのうちの一人は死亡しており、他の二人は連絡先が不明であり、請求期間①当時のことを照会できない上、上述の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 2 請求期間②について、B社は閉鎖登記簿謄本によると昭和49年12月3日に解散しており、同謄本及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる事業主についてその家族は、事業主は既に死亡し、当該事業所に係る人事記録や社会保険関係の資料はないと陳述している。

また、オンライン記録によると、請求者が氏名を挙げた三人の同僚のうちの二人はB社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、その二人は死亡しており、他の一人は連絡先が不明であり、請求期間②当時のことを照会できない。

さらに、上述の被保険者名簿により、請求期間②当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 3 請求期間③について、C社から商号変更したM社は、現在、同社が保管する人事記録の中に請求者の氏名は見当たらず、請求者が勤務していたか否か不明と回答している。

また、請求者は請求期間③当時に勤務した事業所はC社D営業所であると主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

なお、C社D支店は昭和37年4月1日から平成14年11月30日まで厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該事業所のオンライン記録に請求者が氏名を挙げた同僚が確認できるが、同人は死亡しており、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求期間③当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 4 請求期間④について、E社は、請求期間④当時の源泉徴収簿及び給与明細を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、人事記録及び社会保険関係の資料の保管はされていないため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している。

また、E社に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求期間④当時に厚生年金保険被保険

者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 5 請求期間⑤について、F社から商号変更したG社は、請求期間⑤当時の人事記録及び社会保険関係資料は残っていないため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している。

また、オンライン記録によると、請求者が氏名を挙げた二人の同僚はいずれも連絡先が不明であることから請求期間⑤当時のことを照会できない。

さらに、F社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑤当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 6 請求期間⑥について、請求者は、「I社及びJ社の両現場をみていたので両方で働いていた。」と陳述しているところ、I社は、請求期間⑥当時の社会保険の資料はすべて廃棄しているため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求期間⑥当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

また、J社については、当該事業所は、社員の履歴台帳において請求者の氏名は確認できないため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑥当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

- 7 請求期間⑦について、K社は、請求期間⑦当時の帳票類（人事記録、賃金台帳等）は保存期間が過ぎて廃棄済みであり、前社長は平成22年*月に死亡しているため、請求者が勤務していたか否か不明と回答している。

また、オンライン記録によると、請求者が氏名を挙げた同僚は、K社（適用事業所となった当初はN社）における厚生年金保険被保険者であったことは確認できないことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年9月1日以降に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は請求者の氏名を聞いたことがあると回答しているが、当該同僚及びその他複数の同僚からは、請求期間⑦に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について具体的な回答は得られなかった。

- 8 請求期間⑧について、L社は、請求期間⑧当時に勤務していた者の証言として、「請求者は勤務していたが、社会保険には加入していなかったと思う。」としているが、それを確認する請求期間⑧当時の人事記録及び社会保険関係書類の保管はされていないと回答している。

また、L社に係るオンライン記録により、請求期間⑧当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶しているが、請求者の勤務期間及

び厚生年金保険料控除について具体的な回答は得られなかった。

- 9 請求期間①から⑧までに係る各事業所の請求期間において、それぞれに該当する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録等を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。